主 文

本件特別上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、第一審判決につき単なる訴訟法違背を主張するにすぎず、民訴四〇九条 ノニの定める特別上告適法の理由にあたらない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎